

「新宮橋排水樋管外1機械設備更新工事」  
の最低制限価格の算出方法について

「新宮橋排水樋管外1機械設備更新工事」の最低制限価格の算出根拠となる4項目（直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）については、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、各項目については2工種（機械設備・電気設備）の合計額とし、最低制限価格を算出します。

| 項目        | 内訳                                     |
|-----------|----------------------------------------|
| 1. 直接工事費  | ・直接工事費<br>・機器費×60%                     |
| 2. 共通仮設費  | ・共通仮設費<br>・機器費×10%                     |
| 3. 現場管理費  | ・現場管理費<br>・据付間接費<br>・設計技術費<br>・機器費×20% |
| 4. 一般管理費等 | ・一般管理費等<br>・（電気設備のみ）機器費×10%            |